

四條畷市福祉計画検討委員会 議事録（障がい福祉課）

日時：平成27年3月17日（火）午後1時50分～午後2時30分
於：四條畷市上下水道局 2階 大会議室

<出席委員>小寺委員長・北川副委員長・山上委員・石井委員・湯元委員・
守屋委員・矢田委員・原委員・海老名委員・鈴木委員・香山委員・福田委員・
平山委員・森委員・本出委員

<事務局職員>辰巳・三谷

1. 「第2期なわて障がい者プラン（後期計画）」および「第3期四條畷市障がい福祉計画」の進捗状況について

事務局より、福祉計画検討委員会資料をもとに説明を行う。

【施策目標1】 成長と学びの支援

- (1) 保育・幼児教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 教育相談体制の充実
- (4) 児童・生徒の日中活動支援・居場所づくり
- (5) 教職員の資質向上

■課題

- ①対応職員への支援の充実
- ②グレーゾーンの子どもの増加
- ③障がい児が放課後過ごす場所の充実

■実績

- ①平成28年度の児童発達支援センターの整備に向けて、平成27年度に、くすの木園にて保育所等訪問支援・計画相談支援を実施するため、スムーズな実施に向けての検討を行った。
また、児童発達支援センターの設計、設備について検討し、決定。
- ②放課後等デイサービスの整備について働きかけを行い、平成26年5月に2か所、7月、9月、11月に放課後等デイサービス開設。（市内5か所）

Flat清滝店 H26.5

アピス児童デイサービスなわて H26.5

放課後等デイサービス事業 ぽっぷこーん H26.7

放課後等デイサービス クロシェ H26.9

放課後等デイサービス みんなの家 H26.11

③啓発のための研修会の開催

「発達障がいって なぁに？」 H26.10

「発達障がいの当事者として、発達障がいを抱えた3人息子の親として、今思うこと」 H26.12

「乳幼児期の発達理解と支援」 H27.1

「思春期に課題となる自己理解への支援」 H27.2

「大人に必要なライフスキルについて」 H27.3

「発達障がいの理解と支援～疑似体験を通じて～」 H27.3

■平成27年度の取り組みの方向性

①くすの木園で保育所等訪問支援、計画相談支援の実施

②児童発達支援センターの開設に向けた準備

③児童発達支援センターの開設に向けた、発達障がい等の研修の開催
(対象：市民・保護者・支援者向け)

【施策目標2】 自立生活に向けた就労の支援

(1) 就労に必要な技能の習得・向上支援

(2) 就労支援

(3) 就労の場の拡充対策の強化

■課題

①障がい者庁舎内インターンシップ事業から就労につながりにくい

②工賃向上

■実績

①障がい者庁舎内インターンシップ事業の体制整備
(カンファレンス増・実習体制の柔軟化)

②商工会との連携事業として、「障がい者雇用セミナー&意見交換会」に
協力・参加

③障がい者優先調達指針の策定 (H26.3) と庁内への周知

■平成27年度の取り組みの方向性

①四條畷市商工会との連携の拡充

障がい者を雇用している事業所への見学、障がい者自立支援協議会就労支援部会への参加の検討

②障がい者インターンシップ事業の評価

③就労移行支援事業所や障がい者就業・生活支援センターとの連携強化

④障害者優先調達指針の推進と結果の公表、市内連絡会議の立ち上げ

【施策目標3】 心身の健康を守る支援

(1) 障がいの早期発見・療育支援

(2) 健康の増進、障がい児の早期発見・早期対応

(3) 医療・リハビリテーションの充実

(4) 医療費の助成

■課題

①児童発達支援の充実

②専門職の配置

③放課後等デイサービスの充実

④グレーゾーンの子どもの増加

⑤保育所等の巡回相談の未実施

⑥就学後の発達を踏まえた相談場所の充実

⑦リハビリテーションの提供体制の充実

■実績

①平成28年度の児童発達支援センターの整備に向けて、平成27年度に、くすの木園にて保育所等訪問支援・計画相談支援を実施するため、スムーズな実施に向けての検討を行った。

また、児童発達支援センターの設計、設備について検討し、決定。

②放課後等デイサービスの整備について働きかけを行い、平成26年5月に2か所、7月、9月、11月に放課後等デイサービス開設。(市内5か所)

■平成27年度の取り組みの方向性

①くすの木園で保育所等訪問支援、計画相談支援の実施

②児童発達支援センターの開設に向けた準備

③児童発達支援センターでのリハビリテーションの位置づけの決定

- ④児童発達支援センターの開設に向けた、発達障がい等の研修の開催
(対象：市民・保護者・支援者)

【施策目標4】 住み慣れた地域での生活の支援

- (1) 在宅生活の支援
- (2) 在宅介護の支援
- (3) 日常生活の自立を促す支援
- (4) 地域生活への移行支援

■課題

- ①在宅生活の継続が困難な緊急事態の発生
- ②親亡きあとの将来への不安
- ③入院・入所の長期化

■実績

- ①計画相談支援事業所の増設（平成24年度0か所、平成25年度2か所、平成26年度3月現在4か所）
- ②セルフプランの導入・推進
- ③宿泊体験室利用生活訓練事業を開始。契約事業所3か所、利用者3名。(H27.3現在)

■平成27年度の取り組みの方向性

- ①計画相談支援の推進
- ②宿泊体験室利用生活訓練事業の推進

【施策目標5】 社会参加と自己実現の支援

- (1) 多様なニーズに対応した日中活動
- (2) 生涯を通じた学習・スポーツ・レクレーション活動の支援
- (3) 外出・コミュニケーションの支援

■課題

- ①多様なニーズに対応したサービスの提供
- ②通学の際の支援の強化

③コミュニケーション支援者の養成

■実績

- ①「第4期四條畷市障がい福祉計画」の策定

- ②障がい福祉サービス事業所の増設（4か所）
 - サポートさつき（生活介護）H26.4
 - あまやどり（短期入所）H26.10
 - サザンの家（生活介護）H27.1
 - ちよの里（就労継続支援A型、B型）H27.3
- ②通学支援制度の実施。利用者3名。（H27.3月現在）9月に対象要件の拡大（「ひとり親家庭」を追加）。通学支援ヘルパー養成研修の実施。
- ③コミュニケーション支援者の養成（H26新規登録者3人）

■平成27年度の取り組みの方向性

- ①「第4期四條畷市障がい福祉計画」の進捗管理
- ②通学支援制度の充実（対象要件の拡大等）
- ③コミュニケーション支援の在り方の検討

【施策目標6】 共に暮らし支えあう地域づくりの支援

- (1) 障がいに関する知識の普及・啓発
- (2) 福祉のまちづくりの推進
- (3) 緊急時の安心・安全の確保
- (4) 地域での助けあい・支えあいの推進

■課題

- ①障がい者や障がい福祉サービスに対する啓発の不足
- ②緊急時の体制整備

■実績

- ①障がいの理解を深めるための研修・啓発の実施
 - 「発達障がいって なぁに？」H26.10
 - 「発達障がいの当事者として、発達障がいを抱えた3人息子の親として、今思うこと」H26.12
 - 「盲導犬のことを知ろう」H27.1

- 「障がい者虐待防止研修会」 H27. 1
- 「乳幼児期の発達の理解と支援」 H27. 1
- 「思春期に課題となる自己理解への支援」 H27. 2
- 「大人に必要なライフスキルについて」 H27. 3
- 「発達障がいの理解と支援～疑似体験を通じて～」 H27. 3

- ②災害時要援護者支援制度登録者の増加
H25. 4. 1 38人 → H26. 7 71人
- ③避難行動要支援者名簿の作成
- ④「四條畷市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」の策定

■平成27年度の取り組みの方向性

- ①障がいの理解を深めるための研修・啓発の実施
- ②障害者権利条約・障害者差別解消法等への対応
- ③地域防災計画に基づく全体計画・個別計画等についての検討

【施策目標7】 暮らしの安心を守る支援

- (1) 相談・情報提供体制の充実
- (2) 人材の育成・研修
- (3) 障がい者のサービスの利用を支援する仕組み

■課題

- ①特定相談支援事業所の不足
- ②基幹相談支援センターの未設置

■実績

- ①特定相談支援事業所数の増加（現在4か所）、計画相談支援数の増加、セルフプランの導入
- ②H27年4月に基幹相談支援センターの設置を決定

■平成27年度の取り組みの方向性

- ①計画相談支援の促進
- ②特定相談支援事業所増加への働きかけ
- ③基幹相談支援センターとの連携・支援

2. 「第4期四條畷市障がい福祉計画（案）」にかかる答申について

委員長 続きます。 「第4期四條畷市障がい福祉計画（案）」について審議に入らせていただきます。事務局から、説明をお願いします。

事務局 前回3月5日の検討委員会で、委員の皆様からいただきましたご意見を元に、小寺委員長とも調整のうえ、答申案を作成いたしましたので、説明させていただきます。

第2期なわて障がい者プラン後期計画の基本理念である「市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが『当たり前の生活』を実現できる自立支援社会づくり」を継承すると共に、四條畷市における障がい福祉に関する課題を整理し、それに対応すべく施策目標を設定した第4期四條畷市障がい福祉計画（案）を次期計画とすることとし、計画的に障がい福祉をすすめる事とします。

また、以下の付帯意見をつけます。

- 1：計画策定後、計画内容の周知・啓発を十分に行うこと
- 2：障がい者や関係機関等の意見を取り入れながら、計画内容に基づき事業を実施すること
- 3：市民の障がい福祉に関する意識を向上させるため、障がい者理解に関する啓発の推進に努めること
- 4：計画に基づく事業を実施するため人的配置や事業の予算の確保を行うこと
- 5：障がい者、市民、関係機関、行政等が協働して計画を推進すること

委員長 はい、ありがとうございます。この「第4期四條畷市障がい福祉計画」の策定にあたりましては、概ね本案のとおりとさせていただき、若干の修正等は私に一任いただき、事務局と調整を行わせていただきたく思います。

では、障がい者プラン・障がい福祉計画にかかる審議は以上で終了いたします。ありがとうございました。

第4期四條畷市障がい福祉計画（案）について（答申）

第4期四條畷市障がい福祉計画（案）につきまして、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

第2期なわて障がい者プラン後期計画の基本理念である「市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが『当たり前の生活』を実現できる自立支援社会づくり」を継承すると共に、四條畷市における障がい福祉に関する課題を整理し、それらに対応すべく施策目標を設定した第4期四條畷市障がい福祉計画（案）を次期計画とすることとし、計画的に障がい福祉を推進すること。

ただし、計画の施行にあたり、以下の附帯意見を付記します。

（附帯意見）

- 1 計画策定後、計画内容の周知・啓発を十分に行うこと。
- 2 障がい者や関係機関等の意見を取り入れながら、計画内容に基づき事業を実施すること。
- 3 市民の障がい福祉に関する意識を向上させるため、障がい者理解に関する啓発の推進に努めること。
- 4 計画に基づく事業を実施するため人的配置や事業の予算の確保を行うこと。
- 5 障がい者、市民、関係機関、行政等が協働して計画を推進すること。